

# 施設利用案内

- 開館時間** 午前9時～午後9時30分
- 使用時間区分**
  - 午前……午前9時～正午
  - 午後……午後1時～4時30分
  - 夜間……午後5時30分～9時30分
  - ※準備および後片づけの時間を含みます。
- 休館日** 月曜日  
年末年始(12月29日～1月3日)  
※その他施設の保守点検等のため臨時休館する場合があります。
- 申込方法** 使用予定日の2か月前の6日(6日が休館日、日曜日又は祝日の場合は直後の開館日)から使用日当日まで、開館時間内で受け付けます。ただし、申込み初日は午前・午後使用分は午前9時から、夜間使用分は午後6時30分からの受け付けとなります。  
申請者(団体代表者でなくても可)は、直接公民館にて申請手続きをしてください。  
※受付開始日以外は、空き状況を電話で確認してから来館されることをお勧めします。
- 使用できない場合** 公民館は社会教育施設であるため、営利や酒宴を目的とする催し・集会・塾など、また、特定の政党・宗教の支援や利害に関する事業等には使用できません。
- 使用の取消しおよび変更** 使用予定日の取消しや変更が生じた場合、速やかに公民館に連絡し、使用承認書をご持参のうえ取消申請書を提出してください。  
※有料使用の場合、使用日の7日前までに手続きしてください。それ以降は、使用料の一部または全額をお返しできなくなります。詳しくは、承認書の裏面をお読みください。
- 使用料** 公民館の使用は、有料を原則としていますが、社会教育活動等を目的とした団体は、使用料が免除されます。詳しくは、各公民館にお問い合わせください。
- 使用上の注意**
  - ・使用時間は厳守し、使用開始時および終了時は必ず事務室に申し出てください。
  - ・許可を受けた目的以外に使用することはできません。
  - ・各施設の定員をお守りください。
  - ・許可なく備品や器具を移動しないでください。
  - ・準備や後片づけは使用者が責任を持って行ってください。
  - ・ゴミ類はすべてお持ち帰りください。
  - ・公民館の建物および付属設備を損傷したときは、損害を賠償していただきます。
  - ・建物・敷地内は全面禁煙です。

**印刷コーナー** 活動のために必要な資料の作成に、各公民館の印刷機を利用できます。ただし、各公民館及び文化会館たづくりで行う印刷講習会の修了者に限ります。使用される時は、印刷機操作講習修了証を提示してください。  
印刷機の使用料は無料ですが、原紙代は1枚100円です。また、原紙1枚あたりの印刷枚数が1,000枚を超える毎に追加料金が100円かかります。用紙は、各自お持ちください。

# 使用料金表

(単位:円)

名称	施設名 【面積・定員】	午前 9:00～12:00	午後 1:00～4:30	夜間 5:30～9:30
東部公民館	学習室 83.7㎡・50人	1,000	1,400	1,700
	会議室 33.5㎡・20人	700	1,100	1,400
	和室(大) 24.5畳・30人	1,000	1,400	1,700
	和室(小) 15畳・20人	700	1,100	1,400
	調理室 29.5㎡・16人	900	900	1,100
西部公民館	第1学習室 64.5㎡・45人	900	1,300	1,600
	第2学習室 53.1㎡・36人	700	1,100	1,400
	和室 15畳・20人	700	1,100	1,400
	実習室 46.9㎡・18人	700	1,100	1,400
北部公民館	第1学習室 34.6㎡・18人	500	700	900
	第2学習室 34.6㎡・18人	500	700	900
	第3学習室 69.1㎡・40人	900	1,300	1,600
	第4学習室 12.5㎡・6人	150	150	150
	和室 15畳・20人	700	1,100	1,400
	茶室 4.5畳・6人	500	800	1,000
	美術室 51.6㎡・35人	700	1,100	1,400

※市外の方が使用する場合は、使用料が2倍になります。

## 調布の公民館

発行日 平成26年10月  
編集・発行 調布市東部公民館  
〒182-0003  
東京都調布市若葉町1-29-21  
TEL 03-3309-4505

登録番号  
(刊物番号)  
2014-101



# 調布の公民館

東部公民館・西部公民館・北部公民館



集い



学び



結ぶ

調布の公民館

調布市ホームページ <http://www.city.chofu.tokyo.jp>  
⇨ 観光・文化・スポーツ ⇨ 生涯学習 ⇨ 各公民館